

議案第 27 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例制定について

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南あわじ市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「月額41万4,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、初任給調整手当」を「給与条例第20条第1項に規定する額の範囲内で、規則に定める額を初任給調整手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

南あわじ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>第1条～第20条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)</p> <p>第21条 医師職給料表の適用を受ける職員として新たに任用されたものには、<u>月額41万4,800円を超えない範囲内の額を採用の日から35年以内の期間、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第22条以下 略</p>	<p>第1条～第20条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)</p> <p>第21条 医師職給料表の適用を受ける職員として新たに任用されたものには、<u>給与条例第20条第1項に規定する額の範囲内で、規則に定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。</u></p> <p>2 略</p> <p>第22条以下 略</p>	

